

○職員の給与について所得税を課さない国際機関を指定する等の件

(昭和四十七年十二月八日
大蔵省告示第百五十二号)

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二十三条第一項の規定に基づき、職員の給与について所得税を課さない国際機関を次のように指定し、昭和四十七年十一月一日から適用し、所得税法施行規則第四条の九の規定に基づき、職員の給与について所得税を課さない国際機関を指定する件(昭和三十八年六月大蔵省告示第百七十三号)は、同日から廃止する。

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所
東南アジア貿易投資観光促進センター